

各務原市学校給食センター調理業務等委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、各務原市学校給食センター調理業務等の委託を行うにあたり、業務の目的及び内容等が最も適した事業者を選定することを目的とします。

2. 業務概要

- (1) 業務名 各務原市学校給食センター調理業務等委託
- (2) 履行場所 各務原市学校給食センター及びその受配校
- (3) 業務内容 学校給食センターにおいて食材を調理し、配送等を行う業務
※詳細は「各務原市学校給食センター調理業務等委託仕様書」による。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年7月31日
- (5) 委託料の上限額 779,780,232円（消費税及び地方消費税込み）
（令和5年度 173,284,496円、令和6年度 259,926,744円、
令和7年度 259,926,744円、令和8年度 86,642,248円）
※令和5年度以降の契約金額については、債務負担行為で計上する。

3. 参加資格の要件

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 平成30年度から令和4年度までの間に、学校給食調理業務を受託し、履行した実績（履行中のものを含む。）があり、業務を確実に円滑に遂行できる知識及び経験が豊富な人材を有する法人又はその他団体であること。
- (9) 学校給食に深い理解を有し、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に規定する学校給食の目標達成に協力的であること。
- (10) 学校給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (11) 給食調理業務等従事者に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。

4. 提出書類

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書は、「別表1 プロポーザル評価基準表」の評価内容を含めた内容で、簡潔にまとめること。

書類名	様式番号	提出部数
質問書	様式第1号	1
現場確認参加申込書	様式第2号	1
参加表明書	様式第3号	1
企画提案書表紙	様式第4号	1 1
会社概要	様式第5号	
会社の経営状況に関する報告書 (直近の決算報告書を添付すること)	任意様式	
給食受注実績 ※1	様式第6号	
1. 学校給食に対する基本的な考え方に対する提案	様式第7号	
2. 調理業務に関する提案		
3. 衛生管理体制に関する提案		
4. 事故・災害発生時等の緊急時における対応に関する提案		
5. 責任者、副責任者及び従事者配置体制に関する提案		
6. 従事者に対する巡回指導及び研修計画に関する提案		
7. 受注から給食開始当初までの研修計画に関する提案		
8. 社会貢献事業に関する提案		
見積書	様式第8号	1

※1 「2. 参加資格の要件(8)」を満たすことが分かる内容にすること。

(2) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 各務原市学校給食センターで配布

イ 各務原市公式ウェブサイトからの閲覧

各務原市公式ウェブサイト <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>
に資料の電子データを掲載する。

② 配布開始日

令和5年12月28日(水)

(3) 提出書類の配布及び受付日時

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日)には行わない。受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間とする。

5. 提出場所・方法・期限

(1) 質問書(様式第1号)の提出

① 提出先 各務原市学校給食センター

電子メールアドレス: kyushoku@city.kakamigahara.gifu.jp

②提出方法 電子メールで提出すること。
(必ず電話にて質問を提出した旨の連絡をすること。)

③提出期限 令和5年1月19日(木)午後4時まで

④回答期日 市ホームページ上にて、令和5年1月25日(水)に掲載する。

(2) 現場確認参加申込書(様式第2号)の提出

現場確認をしたい事業者は、事前に学校給食センターへ現場確認参加申込書を提出すること。参加人数は、1事業者2名までとする。

①開催場所 各務原市学校給食センター

②開催日 令和5年1月17日(火)

③提出期限 令和5年1月12日(木)午後4時まで

④参加申込 参加希望の事業者は、現場確認参加申込書に必要事項を記入し、提出期限までに電子メール又はファックスにより、各務原市学校給食センターへ申込むこと。必ず電話にて申込書を提出した旨の連絡をすること。なお、衛生管理の都合上、ガラス越しに調理場の一部をご覧いただくのみ。(腸内細菌検査結果成績書は不要)

(3) 参加表明書(様式第3号)の提出

①提出先 各務原市学校給食センター

②提出方法 直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

③提出期限 令和5年1月27日(金)午後4時まで

(4) 企画提案書(様式第4~8号)及びその他の書類の提出

①提出先 各務原市学校給食センター

②提出方法 直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

③提出期限 令和5年2月8日(水)午後4時まで

④その他

- ・企画提案書は表紙をつけて提出すること。
- ・原則、A4版の両面刷りとし、やむを得ない場合に限りA3版片面刷りとする。
- ・各ページにページ番号を付すこと。

6. 評価及び選定結果について

(1) 評価について

- ・別表の評価基準に基づき、評価委員会にて評価を行う。
- ・各評価委員の評価点の合計点が最も高い提案者を選定する。
- ・評価委員の評価点の合計が、総評価点の半分に満たない提案者は選外とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

①日 時 令和5年2月22日(水)午後1時30分開始

②場 所 各務原市学校給食センター

③提 案 1 提案者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

○プレゼンテーション 20分以内

○ヒアリング審査(質疑応答) 10分程度

④出席者 1 提案者3名以内(ヒアリングに回答できる者1名以上)

- ⑤その他
- ・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。
 - ・電子機器（プロジェクター・スクリーン・パソコン・延長コード等）を用いて行う場合は、参加提案者において用意すること。
 - ・提案の順番については、企画提案書の受付順とする。
(各提案者の開始時間は後日通知する。)

(3) 選定結果について

選定結果については、全提案者に文書にて通知する。

7. 日程

項目	日程
募集開始（実施要領の公表）	令和4年12月28日（水）
現場確認参加申込書（様式第1号）提出期限	令和5年1月12日（木）
現場確認	令和5年1月17日（火）
質問書（様式第2号）提出期限	令和5年1月19日（木）
質問に対する回答	令和5年1月25日（水）
参加表明書（様式第3号）	令和5年1月27日（金）
企画提案書（様式第4～8号）等提出期限	令和5年2月8日（水）
プレゼンテーション、ヒアリング及び審査	令和5年2月22日（水）
結果通知	令和5年3月中旬
契約締結予定日	令和5年3月下旬

8. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
ただし、委託料については2の(5)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「9. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。
- (4) 当初契約は、3年間、調理食数等の大幅な変動がないものとした金額で契約する。ただし、調理食数等の大幅な変動により経費に変動がある場合は、双方の協議により契約を変更できるものとする。

9. 資格喪失

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 委託料上限額を超える見積金額で提案された場合

(7) 「8. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

(8) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合

10. 習熟期間

契約締結日から令和5年7月31日までの間は業務引継ぎに係る習熟期間とする。

- ・仕様書に掲げる調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等の実施
- ・見学・洗浄研修の実施（見学は5日以上、洗浄研修は5日以上）
- ・試作、配送及び配膳業務の実施（500食程度を1回以上）
- ・習熟期間に係る委託費は発生しないものとする。また、この期間中に発生する費用（試作の食材費、研修費用等）は受注者が負担するものとする。

11. その他

(1) 費用負担

本件公募型プロポーザルの参加に係る費用はすべて参加者の負担とし、参加報償費等は支払わない。

(2) 提出資料の取扱い

- ①提出された書類等は、返却しない。
- ②提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- ③提出された書類は、評価に必要な範囲において複製することができるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとする。
- ④仕様書は、プロポーザルにあたり本業務に対する市の考えをまとめたものであり、市と受託者が協議の上、企画提案時に示した見積金額を上限として、内容を確認、変更できるものとする。
- ⑤審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

12. 担当連絡先

各務原市学校給食センター

〒509-0104 各務原市各務おがせ町6丁目2番地

電話：058-379-3456

FAX：058-379-3457

電子メール： kyushoku@city.kakamigahara.gifu.jp